

横浜市グループホーム連絡会
役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、横浜市グループホーム連絡会（「本会」という）の役員等の職務に係る報酬等について必要な事項を定める。

第2条 本会は役員等に職務遂行の対価として報酬等の支給をおこなうものとする。

(役員等の範囲)

第3条 役員等とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 横浜市グループホーム連絡会規約第10条第1項、第2項に定める役員
- (2) その他会長が必要と認めたもの

(報酬等)

第4条 役員等の報酬等の額、職務内容は、別表のとおりとする。

(費用弁償の基準)

第5条 別表の会議等のうち、謝金等が支払われている場合は報酬等を支給しない。

第6条 本規程に定めるもののほか、必要事項は役員会で審議の上、会長がこれを定める。

付則 本規程は、2019年6月29日より施行する。

- 2 2020年7月1日より規約の一部を変更する。
- 3 2022年7月9日より規約の一部を変更する。

別表

役職名	報酬の額	職務内容
会長	96,000円/年	相談 48,000、連絡会業務 48,000
副会長	48,000円/年	相談 24,000、連絡会業務 24,000
総務	60,000円/年	連絡会業務 60,000
会計	24,000円/年	会計処理 24,000
事業担当役員	2,000円/回	担当業務
部会長（入居者部会）	24,000円/年 + 2,000円/回	入居者部会業務
副部会長（入居者部会）	12,000円/年 + 2,000円/回	入居者部会業務
書記（入居者部会）	10,000円/年 + 2,000円/回	入居者部会記録業務
監査	2,000円/回	会計監査
顧問相談役	48,000円/年	相談 48,000
その他担当者	2,000円/回	担当業務